



町HPへ

編集・発行／栄町企画政策課 TEL0476-95-1111(代)
千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番

令和2年(2020年)

令和2年(2020年)8月15日

新型コロナウイルス感染症に関する町長からのメッセージ

日頃、町民の皆様には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「新しい生活様式」の実践に努めていただき感謝申し上げます。

緊急事態宣言が5月25日に解除されてから、2か月以上が経過しましたが、新型コロナウイルス感染症は、首都圏を中心として全国的に新規感染者が増加しており、今後も予断を許さない状況が続いております。

千葉県におきましても感染者数が増加し、感染者の居住地も県全域に広がりつつある中、町内でも感染者が確認されました。

感染者の情報発信などにつきましては、千葉県が行ない、濃厚接触者などの調査・対応は印旛保健所が実施しておりますが、町といたしましても関係機関と連携しながら必要な情報の収集・発信に努めてまいります。

なお、感染したことによる差別や偏見などの問題が報じられておりますが、皆様には公表される情報に基づいて冷静な行動をお願いいたします。

そのような中、町といたしましては、これまで行ってまいりました新型コロナウイルス感染症に係る支援策に加えて、特別定額給付金の対象外となる4月28日以降に生まれた子どもに対する給付をはじめ、登園自粛中にも従事していた保育園などの勤務者への慰労金の支給や、感染症対策を講じながら今後も業務を継続していけるよう医療機関などを支援する他、売上が大きく減少した中小企業者への家賃支援、小中学校の夏季休業中の登校に伴う給食費の無償化など、独自の支援を行うことといたしました。

また、小中学校の全ての児童・生徒にタブレット端末を貸与し、ICTを活用した学習環境の整備と併せて、休業中でも家庭での学習が可能となるようオンライン学習環境も整備いたします。

町民の皆様におかれましては、引き続き「新しい生活様式」を実践していただくとともに、千葉県知事から要請がありました、多人数(5~6人以上が目安)での会食の自粛、大声で話すことを避けること、事業者の皆様は体調が良くない従業員の方を出勤させないことなどを実践していただき、自らの命を守る、大切な人の命を守る行動を心がけ、感染の拡大防止にご協力いただきますようお願い申し上げます。

栄町長 岡田 正市

新型コロナウイルス感染症に係る支援制度 事業継続・雇用維持・住民生活支援

新たな栄町独自の応援制度

子育て応援臨時特別定額給付事業

子育て世帯の生活を支援するため、国の特別定額給付金の対象外となる令和2年4月28日以降に生まれた子に対し10万円を支給します。

対象者 ①と②の両方に該当すること

- ①令和2年4月28日~令和3年3月31日までの間に生まれ、出生日において栄町に住民登録があること
- ②母親または父親が令和2年4月27日から申請日まで引き続き栄町に住民登録があること

支給額 1人当たり10万円

申請 既に出生されている方には、町から申請書を郵送します。これから出生予定の方には、出生届提出時に、福祉・子ども課にて配布します。

支給方法 申請書を受付後、随時指定口座に振り込みます。

申請期限 令和3年3月31日

問合せ 福祉・子ども課 ☎33-7707

頑張る保育士等応援事業

新型コロナウイルス感染症の影響があっても、医療従事者など仕事を休めない保護者の子どもの預かり保育などに従事した方に対し、慰労金として5万円を支給します。

対象者 登園自粛期間中(令和2年4月9日から令和2年5月31日)に開園していた町内の保育園、認定こども園において、10日以上勤務していた方(保育園等を開園するために勤務していた保育士、栄養士、調理師、看護師、事務員など、正規職員以外を含む。)

支給額 1人当たり5万円

支給方法 保育園からの申請書(出勤簿等の証拠書類を添付)を受付後、保育園に一括給付し、保育園から対象者へ支給します。

問合せ 福祉・子ども課 ☎33-7707

頑張る地域医療機関等応援事業

新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波が懸念される中、引き続き感染防止対策を講じながら業務を継続できるよう、医療機関などに対し支援金を支給します。

支給額

- ア. 町内救急指定病院に対し、1事業者あたり100万円
- イ. 町内診療所・薬局(処方箋対応)に対し、1事業者あたり10万円

問合せ 健康介護課 ☎33-7708

栄町中小企業等家賃支援事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により休業、または、売上が大きく減少した事業者が、店舗・事務所などを賃借している場合、賃借料の一部を支援金として支給することで、町内事業者の事業継続を支援します。

支援対象者 町の「中小企業等応援給付金」を受給し、かつ国の「家賃支援給付金」を受けた事業者のうち、町内で店舗・事務所などを賃借している中小企業など

支給額 6ヵ月分の家賃の1/3を支援(最大:10万円/月・60万円)

受付・支給期間

- ・受付期間:令和2年9月1日~令和3年2月15日
- ・支給予定:令和2年9月10日~令和3年3月15日

問合せ 産業課 ☎33-7713

オンライン学習環境整備事業

新型コロナウイルス感染症や災害などで学校が休業する場合であっても、児童・生徒に切れ目のない学習環境を提供するため、オンライン学習にも適合した端末(タブレット)などを整備します。また、家庭における学習環境を整備するため、就学援助が必要な世帯に家庭用モバイルルーターを貸与します。

整備台数など 児童・生徒数 1,070人

既整備数:80台 今回整備数:990台

事業費内訳 児童・生徒用端末(タブレット)購入、オンラインシステム構築費、指導用端末(パソコン、タブレット)購入など

問合せ 学校教育課 ☎33-7717

給食費負担軽減等支援事業

長期にわたる学校の休業により、不足している授業科目を補い必要な学力を身につけるため、夏季休業期間中に児童・生徒が登校することとなり、それに伴う給食を無償提供します。

支援の内容

- ・夏季休業期間中給食費の無償化(16日分)

問合せ 学校教育課給食班 ☎95-0200



中小企業等応援給付金 申請はお済ですか？

【6月6日の広報さかえ臨時号でお知らせした中小企業等応援給付金の受付が今月いっぱい締め切られます。】

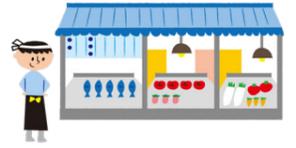
新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが大幅に減少し、経営が悪化している町内中小企業などを応援するため、国の「持続化給付金制度」、千葉県の「中小企業再建支援金制度」に加え、栄町独自に「中小企業等応援給付金」を支給しています。

支給額 1. 売上（令和2年1月～7月の内、任意の1月）が前年同月と比較して30%以上減少した町内中小企業などに対し10万円を支給

2. 上記対象企業のうち飲食業に対し、5万円を加算

受付期間 8月31日(月)まで

問合せ 産業課産業振興班 ☎ 33-7713 (栄町商工会 ☎ 95-0245)



主な新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県を中心とした各種支援 (令和2年8月7日現在)

●個人・世帯向けの各種支援

支援策	概要	条件など	相談窓口	
(新) ひとり親世帯臨時特別給付金	[基本給付] 対象世帯1世帯につき5万円、第2子以降1人につき3万円加算 [追加給付] 右記①②の該当者で新型コロナウイルスの影響で収入が減少した世帯に5万円追加	①令和2年6月分の児童扶養手当受給者 ②公的年金など受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当が全額停止されている方 ③新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる方と同じ水準となっている方	福祉・子ども課児童福祉班 ☎ 33-7707	
(新) 学生支援緊急給付金	住民税非課税世帯の学生 20万円 それ以外の学生 10万円	国公立・私立大学(大学院含む)、短大、高専、専門学校で、アルバイト収入で学費などを賄っており、収入が大幅に減り修学が困難な人	所属する各学校で申請を受け付けます	
(新) 医療従事者、介護職員などへの慰労金の支給	医療従事者など 最大1人 20万円 介護施設・障害者支援施設などに勤務する者 最大1人 20万円など	心身に重い負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事していただいている医療従事者や介護職員の方など	医療機関関係 ☎ 043-223-2640 介護施設関係 ☎ 043-223-2350、2386 障害者支援施設関係 ☎ 043-223-3981	
(新) 妊婦への分娩前のウイルス検査	妊婦が希望する場合に実施 (検査にかかる費用を2万円まで助成)	感染症の不安を抱える妊婦が希望する場合に、分娩前にPCRなどのウイルス検査を受けるための費用	かかりつけ産科医療機関	
家計が維持できない	緊急小口資金貸付	[貸付上限] 20万円 [据置期間] 1年以内 [返済期間] 2年以内 ※無利子・保証人不要	休業などにより収入が減少した世帯 申込期限：9月30日	町社会福祉協議会 ☎ 95-1100
	総合支援資金貸付	[貸付上限] 2人以上の世帯・月20万円 単身世帯・月15万円を3ヶ月以内 [据置期間] 1年以内 [返済期間] 10年以内 ※無利子・保証人不要	失業などにより生活に困窮された世帯 申込期限：9月30日	
住宅を失う・失うかも	住居確保給付金	一定期間、家賃相当額を給付 [給付上限] 1人世帯 37,200円、2人世帯 45,000円、3人世帯 48,400円	離職や廃業後2年以内、または収入が減少している人。収入額や資産の条件があります。	さかえ・しすいワーク・ライフサポートセンター ☎ 043-308-6332
療養のため仕事に行けない	傷病手当金	直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額を労務日数で除した金額×3分の2×支給対象となる日数 ※日数には上限があります	国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入しており、新型コロナウイルスに感染、またはその疑いがあり、4日以上仕事を休んだ人	住民課国保年金班 ☎ 33-7706
税金などが支払えない	地方税の徴収猶予	令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する全ての町税の納期を1年間猶予	収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少している、納税が困難な人 ※詳細は、ホームページなどでお知らせ	税務課収納対策室 ☎ 33-7703
	国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の減免	減免	主たる生計維持者の収入が前年に比べ30%以上減少すると見込まれる世帯(人) ※詳細は、ホームページなどでお知らせ	住民課国保年金班 ☎ 33-7706
	介護保険料の減免	減免	主たる生計維持者の収入が前年に比べ30%以上減少すると見込まれる第1号被保険者 ※詳細は、ホームページなどでお知らせ	健康介護課介護総務班 ☎ 33-7709
	水道料金・下水道使用料の支払猶予	支払猶予	支払が一時的に困難になった人	上下水道お客様センター ☎ 80-2700

●事業者向けの各種支援

支援策	概要	条件など	相談窓口	
売上げが減少した	(新) 家賃支援給付金	家賃1ヵ月あたり最大100万円を最大6ヵ月	1年前と比べ1ヵ月の売上が半分以下、または3ヵ月で30%以上減少した中小企業・個人事業主	家賃支援給付金コールセンター ☎ 0120-653-930
	持続化給付金	[給付額] 法人200万円・個人事業主100万円 ※昨年1年間の売り上げからの減少分が上限	①売上が前年同月比で50%以上減少②2019年以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する ③法人の場合は資本金または出資の総額が10億円未満、または常時使用する従業員が2,000人以下	持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-115-570
	千葉県中小企業再建支援金	テナント料の負担や感染症防止対策に係る経費などを支援 [給付額] 賃借している事業所がない場合20万円、1事業所を賃借している場合30万円、複数の事業所を賃借している場合最大40万円	売上が前年同月比で50%以上減少した県内に主たる事業所を有する中小企業・個人事業主 ※休業要請の有無などで支給額が異なります	県中小企業再建支援金相談センター ☎ 0570-044894
融資を受けたい	(新) 新型コロナウイルス感染症対応特別資金利子補給	新設した県制度融資(上限3,000万円)に対し、利子全額を補助 [利子補給期間] 当初3年	売上が一定以上減少している中小企業、個人事業主	県商工労働部経営支援課金融支援室 ☎ 043-223-2707
	セーフティネット資金(4号・5号・危機関連保証)	4号・5号 [保証限度額] 一般保証と別枠で最大2億8,000万円 危機関連保証 [保証限度額] 最大2億8,000万円	売上が一定以上減少している中小企業者	千葉県信用保証協会 ☎ 043-221-8111
	新型コロナウイルス感染症特別貸付	各貸付制度とは別枠で最大3億円 [据置期間] 5年以内	売上が前年または前々年比5%以上減少している中小企業者	日本政策金融公庫松戸支店 ☎ 047-367-1191
	農林漁業セーフティネット資金	長期運転資金を融資します [限度額] 1,200万円 [据置期間] 3年以内 [返済期間] 10年以内 その他、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金についても、貸付当初5年間無利子などの支援があります	資金繰りに著しい支障をきたし、経営維持が困難な事業者	日本政策金融公庫千葉支店 ☎ 043-238-8501
労働者に休んでもらう	雇用調整助成金	休業手当などを助成 [助成額] 労働者1人につき上限1日15,000円	労働者に対して、一時的に休業などにより雇用の維持を図った事業者	千葉県労働局職業対策課 ☎ 043-221-4393
	小学校休業等対応助成金(事業主向け)	[助成額] 労働者1人につき上限1日15,000円	小学校などの臨時休業により、保護者に年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎ 0120-60-3999
仕事ができない	小学校休業等対応助成金(フリーランス向け)	[助成額] 上限1日7,500円	小学校などの臨時休業により、個人で委託を受けた仕事などができなくなった人	
まずは相談したい	(新) チャレンジ企業支援センター	経営、金融、技術、IT相談などを総合的に支援。無料相談窓口の時間を延長し、土曜・日曜・祝日も開設します。 [平日] 9時から19時 [土曜・日曜・祝日] 9時から17時		千葉県産業振興センター ☎ 043-299-2907
	経営相談	中小企業、小規模事業者を対象に「資金繰りに不安がある」「利用客が激減している」などの相談を受付しています。		[平日] 日本政策金融公庫松戸支店 ☎ 047-367-1191 [土・日・休日] 千葉県信用保証協会 ☎ 043-221-8111
	特別労働相談	賃金不払いや解雇など、労働問題に関する特別労働相談窓口です。		千葉県労働局総合労働相談コーナー ☎ 043-221-2303